

綾瀬・大和両市民が一体利用できる方策を考えないか

武藤 俊宏

問 綾瀬スポーツ公園は、厚木航空基地周辺まちづくり構想策定事業として、大和市と公園機能の分担などを協議しながら一体的な整備を進めてきた。公園施設の運用に当たっても、本市と大和市の両市民にとって、違和感のない一体となった運用に努めてもらいたい。現在、本市側のス

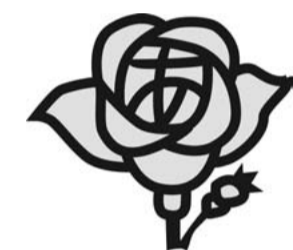
ポーツ施設は、市内居住者のみ3カ月前から予約可能であるが、他市居住者は、2カ月前からとなっている。共同利用の観点からも、大和市民も優先的に申し込みができる予約方法を検討しないか。また、外周園路を使用した共同事業を開催する考えはないか。

答 本公園は、大和市と一体的整備を協議してきたが、本市には、野球場などの既存施設があったことから、スポーツ施設を中心とした公園整備を行うこととした。その後、大和市から本市側のスポーツ施設を本市市民と同様の条件で使用したいとの申し出があったが、各施設の利用率は高く、本市市民の利用率が大幅に減少してしまうことから、今後も現在の予約方法で対応していくことを伝えた。また、昨年度、健康ファミリーマラソンの共同開催を呼びかけたが、実現には至らなかった。今後、共同事業の開催に向け、協議の場を設けていきたい。

問 安倍内閣は、来年4月から消費税を8%に増税することを決めた。今後、駆け込み消費の反動や買い控えなど、景気の冷え込みが懸念される。増税分を価格に転嫁しにくいなど、経営への悪影響が予想される。また、消費税増税に合せて、法人税は減税される。低所得者への現金給付もあるが、この増税は、大

越川 好昭

消費税増税による影響を想定し対策を立てるべきでは



市の花「ばら」

避難所運営改善と危険なブロック塀耐震補助金新設を

日本共産党 上田 博之

問 東日本大震災の教訓に学んだ厚生労働省の「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」や環境省の「被災動物の救護対策ガイドライン」などと避難所運営ゲーム(HUG)をリンクさせ、避難所運営委員会の活性化を図るべきではないか。避難所となる体育館の暑さ対策として網戸設置、扇風機などの電気容量対策は。ま

た、震度6強などの地震では多くのブロック塀が倒壊しかねない。「危険ブロック塀等防災工事補助金」を新設し、安全な生け垣やフェンスへの移行を政策的に誘導しないか。

問 教科書は、4年ごとに検定、採択が行われるが、前回は、教科書のあり方について全国的に議論となった。本市では、教科書採択の際、調査委員会の報告を基に、採択検討委員会によって二つの候補に絞られ、教育委員会はそこから採択した。このような方法では、教育委員会が採択す

新政会 笠間 昇

教科書採択は責任の所在を明確にして審議すべきでは

る権限を行使しているとは言えない。責任の所在が明確でないとの印象を受ける。歴史や公民、国語などは、調査委員会や採択検討委員会からの報告の仕方を見直し、教育委員会が責任を持って審議すべきと考えるがどうか。

答 市では、小・中学校教科書採択方針を定め、採択権者としての判断と責任で、公明かつ適正な採択を徹底す

問 消費税率引き上げは、社会保障制度を維持するためにはやむを得ない措置と認識している。しかし、市民や市内の事業者への負担を強いることになり、景気の足を引っ張るといふマイナス面も考えられる。本市でも、消費税の増税による経済や暮らしへの影響が懸念されることから、国が予定している経済対策が本市の実情に即したものであるよう、県を通じて国に30事業、約22億円の緊急要望を行った。今後も、中小企業に重点を置く競争力強化策や低所得者対策への取り組みが充実されるよう、注意深く見守っていく。

答 消費税率引き上げは、社会保障制度を維持するためにはやむを得ない措置と認識している。しかし、市民や市内の事業者への負担を強いることになり、景気の足を引っ張るといふマイナス面も考えられる。本市でも、消費税の増税による経済や暮らしへの影響が懸念されることから、国が予定している経済対策が本市の実情に即したものであるよう、県を通じて国に30事業、約22億円の緊急要望を行った。今後も、中小企業に重点を置く競争力強化策や低所得者対策への取り組みが充実されるよう、注意深く見守っていく。

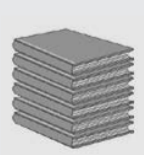

詳しい内容は会議録で

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部を掲載しています。

詳しくは、市役所内情報公開コーナー、市立図書館、市議会に備えてある会議録をご覧ください。

また、インターネットでも、会議録の閲覧や検索ができます。市ホームページアドレス<http://www.kaigiroku.net/kensaku/ayase/ayase.html>からご利用ください。

なお、12月定例会の会議録は、2月下旬から閲覧できる予定です。

一般質問とは

一般質問とは、議員が市の行政(一般事務)全般にわたり、市側に対し事務執行の状況及び将来に対する方針などについて所信をただし、あるいは報告、説明を求め、または疑問をただすことをいいます。

質問は、議会に上程された議案とは関係なく、市の行政全般について認められるもので、議案に関する質疑とは本質的に異なり、質問には意見を加えても差し支えないとされています。

また、議員主導による政策論議であることから、質問する議員はもちろん、受ける執行機関も十分な準備が必要であるため通告制になっています。

本市議会では、通告の際、質問の方法(一括か一問一答)を議員が選択することになっています。議場では、1回目は登壇して通告内容すべてにわたり質問し、2回目からは自席で行います。

質問の方法

【一括方式】
第1回目の質問は通告したすべての質問をまとめて行い、再質問は必要なものをまとめて行う方式。
再質問の回数は2回までとし、質問時間は50分以内。

【一問一答方式】
第1回目の質問は通告したすべての質問をまとめて行い、再質問は1問ごとに行う方式。
50分の時間制限内であれば、再質問の回数は無制限。

